

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴う 都市ガス・電気料金の値引きについて

お客様の手続きは不要です。

対象期間中は、自動的に料金を値引きいたします。

2026年6月12日
東邦ガス株式会社

- 当社は、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業(以下、「本事業」といいます。)」に参画しております。
- 本事業は、2025年11月に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」に盛り込まれた物価高騰対策です。毎月の都市ガス・電気料金に直接反映する形で値引きを行い、ご家庭や企業の負担を直接的に軽減します。
- この度、2026年5月に本事業の継続が閣議決定されたことを受け、引き続き、毎月の都市ガス・電気料金の値引きをいたします※。

※本事業については、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)をご覧ください。

- 詳細につきましては、本紙2ページ目以降をご確認ください。

(注) お客様の手続きは不要です。対象期間中は、自動的に料金を値引きいたします。

2. 都市ガス料金の支援内容

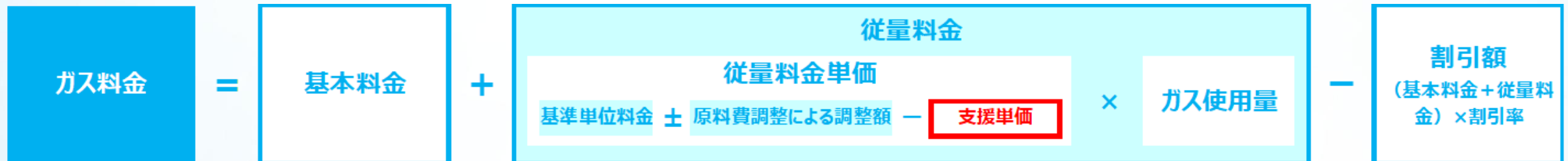
(1) 都市ガス料金の支援内容

	都市ガス
支援対象	・ すべてのお客さま(ただし、年間契約量が1,000万m ³ 以上のお客さま・発電事業者を除く)
支援単価 (税込)	・ 2026年8月、10月検針分(2026年7月、9月使用分)※:1m ³ あたり14.0円 ・ 2026年9月検針分(2026年8月使用分)※:1m ³ あたり18.0円

※例)2026年8月検針分(7月使用分)は、「2026年7月検針日の翌日～2026年8月検針日」の間の使用量です。

(2) 支援期間中のガス料金の計算方法

- 当社のガス料金は、毎月、都市ガスの原料となる液化天然ガス(LNG)等の価格変動を反映させる[原料費調整制度](#)にもとづき、従量料金単価を加減算しております(下図の原料費調整による調整額)。
- 支援期間中は、通常算定される従量料金単価から、支援単価(下図の赤枠)を控除したものを従量料金単価とし、当該従量料金単価を用いてガス料金を算定いたします。
- 実際に適用される各月の従量料金単価は、検針票または[当社ホームページ](#)でご確認いただけます。



※割引制度の適用がある場合、割引額を差し引きます。

3. 電気料金の支援内容

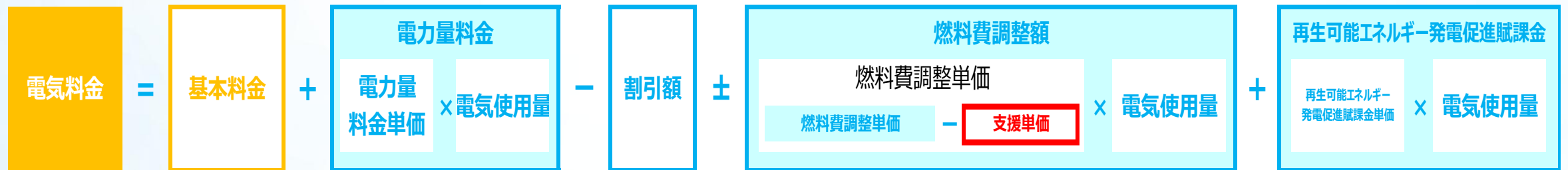
(1) 電気料金の支援内容

	低圧契約・高圧一括受電	高圧契約
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 「電気需給約款(低圧)」を適用するお客さま 高圧一括受電のお客さま 	<ul style="list-style-type: none"> 「電気需給約款(高圧・特別高圧)」を適用するお客さま(ただし、特別高圧契約のお客さまを除く)
支援単価(税込)	<ul style="list-style-type: none"> 2026年8月、10月請求分(2026年7月、9月使用分)※ :1kWhあたり3.5円 2026年9月請求分(2026年8月使用分)※ :1kWhあたり4.5円 	<ul style="list-style-type: none"> 2026年8月、10月請求分(2026年7月、9月使用分)※ :1kWhあたり1.8円 2026年9月請求分(2026年8月使用分)※ :1kWhあたり2.3円

※例)2026年8月請求分(7月使用分)は、「2026年7月1日～2026年7月31日」の間の使用量です。

(2) 支援期間中の電気料金の計算方法

- 当社の電気料金は、毎月、発電の原料となる液化天然ガス(LNG)等の価格変動を反映させる燃料費調整制度にもとづき、[燃料費調整制度](#)を算定しております(下図の燃料費調整額)。
- 支援期間中は、通常算定される燃料費調整単価から、支援単価(下図の赤枠)を控除したものを燃料費調整単価とし、当該燃料費調整単価を用いて電気料金を算定いたします。
- 実際に適用される各月の燃料費調整単価は、会員サイトまたは[当社ホームページ](#)でご確認いただけます。



(1) ガスの検針票でのご確認方法

ガスご使用量のお知らせ
いつも東邦ガスをご利用いただきましてありがとうございます。

ご契約者 東邦 太郎 様

お客さま番号	00-1234-5678	
供給地点特定番号	004-0000-0012-3456-78	
2021年 4月分	ご使用期間	3月19日～ 4月19日
	検針月日	4月19日 (32日間)

契約種別：供給約款（一般料金） 適用料金表：B

適用従量料金単価（円/㎡） ガスの種類：13A

当	A 172.56	B 131.04	C 126.18
月	D 123.74	E 121.45	F 112.53
次	A 177.01	B 135.52	C 130.63
月	D 128.19	E 125.90	F 116.98

ご使用量 **31** m³

内
 今回指示値 **1031**
 前回指示値 1000
 差引き 31

（前年同月 ご使用量 35m³ 32日間）

ご請求予定額 **5,651** 円
 （内消費税等相当額 513 円）

基本料金	1,588.88 円
従量料金	4,062.24 円

内
 ガス料金 5,651 円
 訳（延滞利息額がある場合は、請求額に加算いたします。）

口座振替予定日 **4月 28日**
 次回検針予定日 **5月 19日**

東邦ガス株式会社
 東邦ガスお客さまセンター（平日9～19時）
 TEL 0570-783987
 ※IP電話・海外からの方は052-889-2828へ
 ガスクらい場合の緊急のご連絡先等は裏面をご確認ください。
 検針員 スズキ （お客さま控）

本事業期間中は、支援単価を値引いた単価を表示いたします。

当	A 172.56	B 131.04	C 126.18
月	D 123.74	E 121.45	F 112.53
次	A 177.01	B 135.52	C 130.63
月	D 128.19	E 125.90	F 116.98

当月の適用従量料金単価は、政府支援14円/m³を、次月の適用従量料金単価は、政府支援18円/m³の割引を含みます。詳細は当社ホームページの「重要なお知らせ」をご確認下さい。

・支援単価を値引いた適用従量料金単価で計算しています。
 ・値引き額は、支援単価×ご使用量で計算することができます。

(2) 会員サイトClubTOHOGAS(ガスの検針票)でのご確認方法

ガスご使用量のお知らせ (2024年10月分)

●お客さま情報

ご契約者	東邦太郎 様
ご使用場所	熱田区桜田町19-18
お客さま番号	00-****-****
供給地点特定番号	004-0000-00**-****-**

東邦ガス株式会社

●検針情報

年月	2024年10月分		
検針日	10月3日		
ご使用期間	9月4日～10月3日	ご使用日数	30日間

●検針結果

ご使用量	23 m ³
内訳	今回指示値 4931.0 前回指示値 4908.0 差し引き 23.0 メーター取替までのご使用量 0 m ³

●ご請求情報

ご請求予定額	*** 円
	(内消費税等相当額 *** 円)
内訳	基本料金(口割) *** 円 従量料金 *** 円 ガス料金計 *** 円 以下余白
次回検針予定日	11月5日

●適用料金情報

契約種別	
料金種別	
割引種別	
適用料金表	***
一般料金より	48円
割高額	
従量料金単価 (円/m ³)	***
ガスの種類	13A

●お知らせ

当月の適用従量料金単価は、政府支援14円/m³を、次月の適用従量料金単価は、政府支援18円/m³の割引を含みます。詳細は当社ホームページの「重要なお知らせ」をご確認下さい。

●適用従量料金単価 (円/m³)

当 月	A 181.46	B 136.94	C 130.19
当 月	D 128.62	E 126.35	F 117.56
次 月	A 182.26	B 137.74	C 130.99
次 月	D 129.42	E 127.15	F 118.36

●託送料金相当額のご案内

ご請求金額には託送料金相当額を含んでおります。
 なお、託送料金相当額の目安はご使用量に託送料金平均単価を乗じて算定いただけます。
 託送料金平均単価：19.15円/m³ (税抜)

・支援単価を値引いた適用従量料金単価で計算しています。
 ・値引き額は、支援単価×ご使用量で計算することができます。

本事業期間中は、支援単価を値引いた単価を表示いたします。

(3) 請求書(ご使用料金の内訳(ハガキタイプ))でのご確認方法

ご使用料金の内訳

ご請求金額には政府支援としてガス(都市ガス)14円/m³、電気3.5円/kWhの割引を含みます。

請求お問合せ番号 ◆ガス お客さま番号 00-1671-9501 (0016719JL)	ご請求年月 2018年10月 分 ご使用場所 南区ツツミオコシチヨウ 0-0-0 マスク タテモノメイ00 ご契約内容 一般ガス供給約款
◆電気 お客さま番号 00-6443-6891 (0064番)	ご請求年月 2018年10月 分 ご使用場所 南区ツツミオコシチヨウ 0-0-0 マスク タテモノメイ00 ご契約内容 ファミリープラン (50A) 計器識別番号 ***

内訳項目	***内訳金額***	***内訳等詳細***
合計金額	¥6,314	
内消費税額	¥467	
◇ガス料金	5,969	ご使用期間 9月27日~10月26日 (30日間)
基本料金	(1,508.88)	適用料金表 0
従量料金	(4,409.75)	(142.25円/m ³) × ご使用量 (31m ³)
◇電気料金	345	電報料リース(ご契約件数 1件)
合計金額	¥7,231	
内消費税額	¥535	
◇電気料金	7,231	ご使用期間 9月1日~9月30日 (30日間)
基本料金	(1,200.00)	ご契約容量 50A
電力量料金	(6,011.07)	ご使用量 261kWh
燃料費調整額	(-736.02)	(前月のご使用量 464kWh) (前々月のご使用量 464kWh) 単価: (-2.92円/kWh) 翌月の燃料調整単価 -2.61円/kWh

・本事業期間中は、支援単価を値引いた単価を表示し、値引き後の従量料金単価で計算しています。
・値引き額は、支援単価×ご使用量で計算することができます。

・本事業期間中は、支援単価を値引いた単価を表示し、値引き後の燃料費調整単価で計算しています。
・値引き額は、支援単価×ご使用量で計算することができます。

(4) 会員サイトClubTOHOGAS(ご請求内訳)でのご確認方法

ご請求内訳			
お客さま番号	00-1234-5678		
ご使用場所	熱田区 榎田町 19-18		
ご請求金額 (円)	10,738	ガス料金 (円)	10,738
内消費税等相当額	976	基本料金 (円)	1,558.33
		従量料金 (円)	9,179.76
ご使用期間 (日数)	10月8日～11月9日 (33日間)		
ご使用量	46m ³		
契約種別	がすてきトクトク料金		
従量料金単価	199.56円/m ³	政府支援14円/m ³ の割引を含みます。	
検針日	11月9日		
お客さま番号	00-9876-5432		
ご使用場所	熱田区 榎田町 19-18		
供給地点特定番号	04-0-1234-5678-90000-00000		
ご請求金額 (円)	15,698	電気料金 (円)	15,698
内消費税等相当額	1,427	基本料金 (円)	1,430
		電力従量料金 (円)	
		1段料金	2,524.8
		再エネ発電促進費 (円)	1,452
		燃料費調整額 (円)	2,256.56
ご使用期間	10月1日～10月31日 (31日間)		
ご契約内容	ファミリープラン小売 (50A)		
ご使用量	421kWh		
電力従量料金単価			
1段料金	21.04円/kWh		
再エネ賦課金単価	3.45円/kWh		
燃料費調整額単価	5.36円/kWh	政府支援3.5円/kWhの割引を含みます。	
翌月燃料調整額単価	5.36円/kWh	政府支援4.5円/kWhの割引を含みます。	
翌月の使用期間	11月1日～11月30日		

・支援単価を値引いた従量料金単価で計算しています。
 ・値引き額は、支援単価×ご使用量で計算することができます。

本事業期間中は、支援単価を値引いた単価を表示いたします。

支援単価を値引いた燃料費調整単価で計算しています。

・本事業期間中は、支援単価を値引いた単価を表示いたします。
 ・値引き額は、支援単価×ご使用量で計算することができます。

政府支援の詳細は[こちら](#)をご確認ください。

<本事業に関するよくあるご質問>

	ご質問	ご回答
①	この事業に対する質問はどこに問い合わせればよいか？	本事業の概要・趣旨・期間・単価の考え方等については、経済産業省の 特設サイト へお問い合わせください。お客さまのご契約に関する事項は、当社へお問い合わせください。
②	支援単価はどこに掲載されるのか？	ガスは検針票や会員サイト、電気は請求書や会員サイト等でご確認いただけます。
③	自分は支援対象なのか？	以下に該当するお客さまが対象となります。 【都市ガス】すべてのお客さま(但し、契約年間使用量1,000万m ³ 以上・発電事業者は除く) 【電気】すべてのお客さま(ただし、特別高圧契約のお客さま除く)
④	支援単価は料金計算のどこに含まれているのか？	ガスは従量料金単価、電気は燃料費調整単価に含めて各料金計算を行っております。
⑤	支援額はどのように確認するのか？	お客さまごとの支援額は検針票等には記載されておりません。恐れ入りますが、検針票や会員サイト等に記載されている各月の使用量に、支援単価を乗じて支援額の計算をお願いいたします。
⑥	支援額が使用量×14.0円、使用量×18.0円と一致しないがなぜか？	ガス料金において、割引がある料金メニューは、支援額が「使用量×支援単価」とは一致しません。当該メニューは、約款の算定式において、基本料金と使用量に応じた従量料金の合計額に対して割引が適用され、支援単価を適切に反映した後に割引率が乗じられることとなります。そのため、支援額も割引率に応じて減額されることから、「使用量×支援単価」と支援額が一致しません。なお、当社は減額後の金額を政府に申請するため、本事業により当社が不当に利益を得るような構造にはなっておりません。
⑦	手続きは不要なのか？	お客さまにご対応いただく申請や必要な手続き等はございません。自動的に値引いた料金で請求をさせていただきます。
⑧	具体的にいくら料金が下がるのか？	一般的なご家庭での平均月間使用量(ガス:29m ³ 、電気:320kWh)の場合、2026年8月、10月検針分・請求分は、ガスは406円、電気は1,120円※下がります。 ※2026年9月検針分・請求分は、ガスは522円、電気は1,440円下がります。
⑨	この事業はいつまで続くのか？	現時点では、2026年10月検針分・請求分までで、それ以降は未定です。詳細は、①の特設サイトへお問い合わせください。